

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 34 年 7 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36 年 1 月 11 日に喪失した旨の届出及び同年 8 月 1 日に資格を取得し、37 年 2 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 34 年 7 月から 35 年 7 月までの標準報酬月額は 1 万円、35 年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額は 1 万 4,000 円、36 年 8 月から 37 年 1 月までの標準報酬月額は 2 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月から 32 年 5 月まで
② 昭和 34 年 8 月から 36 年 10 月まで
③ 昭和 44 年 8 月から 46 年 10 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①、②及び③においては、それぞれ A 市にある B 社、C 市にある D 社、E 市にある F 社で勤務していた。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間②の一部を含む昭和 34 年 7 月 11 日から 36 年 1 月 11 日までの期間及び同年 8 月 1 日から 37 年 2 月 1 日までの期間については、申立人と旧姓及び生年月日が同じ者に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は、34 年 7 月 11 日から 36 年 1 月 11 日までの期間において D 社の、36 年 8 月 1 日から 37 年 2 月 1 日までの期間において G 社の厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険の記録から昭和 34 年 7 月から 35 年 7 月までは 1 万円、35 年 8 月から同年 12 月までは 1 万

4,000円、36年8月から37年1月までは2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、未統合の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった昭和36年1月11日から同年7月31日までは、事業所は既に全喪しており、申立人は当時の同僚の氏名等も記憶していないことから、申立人の当該期間におけるD社での勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のG社における勤務期間は、調査の過程で確認できた厚生年金保険の被保険者記録と一致していることから、昭和36年8月から同年10月までの期間を除く申立期間②について、申立人は、同社における厚生年金保険被保険者であったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったとしているが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間経過後の昭和38年12月1日である。

また、申立人が氏名を挙げている同僚に照会したが、申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人は、F社E営業所に勤務したとしているが、社会保険庁の記録では、申立期間③以前の昭和38年7月10日から39年3月10日まで厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

申立人は、「同社E営業所に勤務したのは、E市に帰郷し、母の介護をするためであり、勤務期間は具体的に説明できないが、母が亡くなる25歳のころまでであった。」としており、この供述は、申立人が25歳となった昭和39年2月に同社の被保険者として記録されている社会保険庁の記録とも一致している。

なお、同社の継承会社であるH社及びI健康保険組合に照会したが、申立期間において申立人の加入記録は確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、③及び②のうち昭和36年1月11日から同年7月31日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA市役所における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月9日から31年4月1日まで
② 昭和32年4月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①については、B社に勤務し、申立期間②については、A市役所で臨時職員として勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、在職証明書及びA市保存の人事記録から、申立人が、同市の臨時職員として勤務していたことが確認できる。

申立人には、申立期間②より前の期間（昭和31年7月1日から同年9月30日までの3か月）にA市の臨時職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、A市に事情を聴取したところ、「現在、2か月以上の雇用期間がある臨時職員は、厚生年金保険に加入する手続を取っている。申立期間当時の運用については、保存期限経過により、関係資料が無く、詳細は不明であるが、昭和32年4月1日から同年11月30日まで（8か月間）勤務していた申立人は、厚生年金保険被保険者として、給与から保険料を控除されたと考えられる。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人がA市で臨時職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者記録がある昭和31年7月1日から10月1日までの標準報酬月額が9,000円であることから、その額と同額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、B社に勤務していたとしているが、A市保存の人事記録に記載されている前歴欄から、申立人は昭和30年7月に同社を退職していたことが確認できる。申立人は、同市の臨時職員を経て、市町村職員共済組合に加入しているが、同組合保存の申立人が記載した履歴書（昭和37年6月9日現在）でも、申立人は昭和30年7月に同社を退職した記録となっており、申立期間①の大部分の勤務の実態が確認できない。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和30年6月9日に資格喪失し、同日に健康保険証を返納した旨の記載がなされている。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年3月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年3月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和39年3月から同年9月までは1万円、39年10月から40年9月までは1万4,000円、40年10月から41年9月までは1万6,000円、41年10月から42年9月までは1万8,000円、42年10月から43年5月までは2万8,000円、43年6月から同年9月までは3万6,000円及び43年10月から44年2月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年3月まで

A社に昭和39年4月から44年3月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の皆勤表彰も持っており、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和39年3月25日から44年3月30日までの期間について、申立人と氏名及び生年月日と同じ者に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人は、39年3月25日から44年3月30日までの期間、同社の厚生年金保険被保険者であったと認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和39年3月から同年9月までは1万円、39年10月から40年9月までは1万4,000円、40年10月から41年9月までは1万6,000円、41年10月から42年9月までは1万8,000円、42年10月から43年5月ま

では2万8,000円、43年6月から同年9月までは3万6,000円及び43年10月から44年2月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 56 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで継続して A 県立 B 高等学校（以下「B 高校」という。）の売店などに勤務しており、59 年の源泉徴収票からも社会保険料が控除されていることから、申立期間について、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録などから、申立人は、昭和 56 年 4 月 1 日から 59 年 7 月 31 日までの期間は、4 か月又は 8 か月ごとに B 高校と C 協議会で交互に臨時職員として雇用され、それぞれの事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、当時の上司及び同僚は、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料の控除の実態は不明であるものの、臨時職員として B 高校において勤務していたと証言していることから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者となっていたとすれば、B 高校か C 協議会かのいずれかの事業所で被保険者となっていたとも考えられる。

しかし、B 高校の職員辞令簿では、申立期間について申立人を採用発令した記録が無い上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が、昭和 59 年 8 月 1 日に C 協議会において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同月 4 日に健康保険証を返納し

た記録がある。

また、申立人が保管している昭和 59 年分源泉徴収票に記載の給与支払額（95 万 7,000 円）は、申立期間を除く期間の給与支払額を推計した額（94 万 8,000 円）とほぼ一致しており、両事業所のいずれからも、申立人の申立期間に係る給与が支払われていた事実を確認することもできない。

なお、同源泉徴収票の社会保険料控除額 6 万 9,000 円も申立期間を除く期間の社会保険料を推計した額（7 万 7,000 円）を下回っている。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 14 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 52 年 6 月 26 日から 53 年 11 月 6 日まで
③ 昭和 56 年 1 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①、②及び③に父が経営するA社、B社、C社のいずれかに勤務していたはずである。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人は申立期間①、②及び③のそれぞれの前後の期間において、申立人の父が経営する3事業所(A社、B社、C社)のいずれかで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

申立人の妻は、加入記録の無い各申立期間についても、いずれかの事業所で厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、社会保険事務所に保管されているこれら3事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、いずれも、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

また、それぞれの申立期間の直前に厚生年金保険の被保険者となっている事業所の被保険者原票では、資格喪失とともに健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人は、雇用保険の加入記録も厚生年金保険の記録と同様

に断続的に加入した記録となっており、雇用保険被保険者期間は、厚生年金保険の被保険者期間とおおむね一致している。

加えて、申立人の兄2人も申立人と同様に父の経営する事業所で厚生年金保険被保険者資格の得喪を繰り返しており、未加入期間が確認できる。

このほか、申立事業所の同僚（親族を除く。）及び申立事業所を継承している事業所（1社）に照会したが、いずれの事業所においても申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる周辺事情はみられなかった。

なお、申立人には給与明細書等の資料は無く、ほかに各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関係資料及び周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 25 日までA社に継続して勤務していたが、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 25 日までA社に継続して勤務していたとしているが、同社に照会したところ、退職願が保管されており、昭和 52 年 1 月 25 日付けで同社社長あてに退職願を提出されたことが確認できる。

また、同社に保管されている従業者名簿から、申立人は昭和 51 年 10 月 1 日に同社で採用され、52 年 1 月 29 日に退職し、同年 10 月 1 日に再び嘱託として採用されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認したところ、雇用保険の被保険者資格の取得日及び離職日は、同社の保管する従業者名簿の採用日及び退職日と一致しており、申立期間の雇用保険の加入記録は確認できないほか、申立期間の大部分にあたる昭和 52 年 2 月 25 日から同年 10 月 1 日までは国民年金に任意加入していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票では、昭和 52 年 2 月 7 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。